

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び明石市契約規則(平成5年規則第10号)第5条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

1 借入内容

- | | |
|----------|--|
| (1) 件名 | 明石市立小学校・中学校・養護学校・明石商業高等学校図書管理システム等賃貸借 |
| (2) 納入場所 | 明石市立明石小学校(明石市山下町12-21)他 全43校 |
| (3) 借入概要 | 図書管理システム等一式 44セット 上記製品の賃貸借及び保守 |
| (4) 借入期間 | 納入期限 令和元年8月31日 原則上記期限までに賃貸借物件を使用可能な状態に調整すること 賃貸借期限 令和元年9月1日から令和6年8月31日まで ・地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約として、5年の賃貸借契約とする。 ・なお、翌年度以降において歳入歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合は、この契約を変更又は解除することがありますので、了承の上、入札にご参加ください。 |

2 入札参加要件(参加者は、次のすべての要件に該当する者)

- (1) 明石市入札参加資格者名簿(物品・サービス)のサービス業務の部に、契約の種類がサービスで登録されており、かつ、業種区分がレンタル・リースで登録されている者。
- (2) 下記の①から④のいずれかに該当する者。
 - ①明石市内の本店で登録をしている者(市内業者)
 - ②明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者(準市内業者)
 - ③兵庫県内の本店で登録をしている者
 - ④兵庫県内に支店・営業所等を有し、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者
- (3) 平成21年4月1日から令和元年5月31日までの間に国内において、国、地方公共団体またはそれに準じる機関(公社、公団、事業団等)の発注にかかるパーソナルコンピュータ、周辺機器及びソフトウェア等の賃貸借契約を継続して12ヶ月以上にわたり元請として履行した実績を有する者。
※長期継続契約等により、現在履行中の業務であっても、令和元年5月31日までの間に12ヶ月以上履行している場合は、上記内容を満たすものとする。

- (4) 兵庫県内に保守業者の事業拠点（保守業者に委託する場合等を含む）を有し、かつ、故障等の障害発生時に迅速に対応できる体制を整えている者。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークの使用を認定されていること。又は同協会より ISMS 認定済事業者として登録されていること。（導入又は保守を別業者に再委託する場合は、委託された者がプライバシーマークの使用を認定されていること。又は ISMS 認定済事業者として登録されていること。）
- (6) 適正な業務責任者を配置できること（資格及び専任性は求めません。）。
- (7) 明石市契約規則第 3 条の規定に該当しないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
ただし、更生手続開始の決定若しくは再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (10) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (11) 契約締結の条件として、公告日において納期限が到来している明石市税を開札日の前日までに完納している者。
- (12) 開札日の前日において、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。また、落札者となった場合は、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
- (13) 仕様書等の内容を熟知し、内容等を十分に理解した上で入札に参加できる者

3 入札参加申込み

- (1) 入札を希望する者は、次に掲げる書類を角 2 封筒等の A4 サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール（指定様式）を貼り付けてください。
 - ① 制限付一般競争入札参加申請書（指定様式）
 - ② 入札書（指定様式）
 - ③ 業務費内訳書 表紙（指定様式） ※内訳書は任意の様式で可
 - ④ パーソナルコンピュータ、周辺機器及びソフトウェア等の賃貸借の業務実績調書（契約書等の写しの添付を要する）
 - ⑤ 納入予定物品の機器構成等一覧及びカタログ（積算根拠及び仕様を確認できるもの）
 - ⑥ 保守業務拠点調書（保守業務を別会社に委託等する場合においては業務を請け負う別会社の保守の実績が分かる契約書等（写））
 - ⑦ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマーク又は ISMS 認証の使用が認可されている内容が分かる認定証等（写）（両方認定されている場合はどちらか任意）
- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留郵便にて郵送してください。
 - ① 令和元年 6 月 19 日（水）午後 1 時に、市のホームページに仕様書等に関する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。
 - ② 教育委員会事務局青少年教育課への郵便物の必着期限は、令和元年 6 月 24 日（月）午後 5 時です。以降に到着のものは受理しません。
また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

- ③ 郵便物提出日中に、ファクシミリにより教育委員会事務局青少年教育課へ制限付一般競争入札参加確認書（指定様式）を送付してください。

FAX（078-918-5155）

明石市教育委員会事務局青少年教育課 制限付一般競争入札担当者 宛

4 仕様書のダウンロード

(1) 期間 令和元年6月7日（金）から可能

(2) 方法 上記期間内に明石市ホームページより仕様書のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードできない場合は、教育委員会事務局青少年教育課にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-918-5057）の上、CD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参してください。

5 仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内に質問書（指定様式）をファクシミリにより提出してください。

令和元年6月7日（金）から令和元年6月13日（木）午後1時まで

FAX（078-918-5155）

明石市教育委員会事務局青少年教育課 制限付一般競争入札担当者 宛

- (2) 質問に対する回答

令和元年6月19日（水）午後1時から市のホームページにおいて公表します。

6 開札日時及び場所

- (1) 日時 令和元年6月26日（水） 午前11時00分（予定） ※状況により前後します。

- (2) 場所 明石市役所 分庁舎4階 会議室
（分庁舎5階青少年教育課まで来ていただければ案内いたします。）

7 入札保証金

免除

8 契約保証金

年度ごとに年間執行予定賃貸借料総額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条第1項各号に該当する場合は、免除する。

9 入札金額の取扱い

入札金額は、契約希望単価（パソコン一式、ソフトウェア一式の賃貸借及び保守並びに納入・撤去に係る作業代金の月額（税抜き））を記載して下さい。

1 0 支払条件
前払金 無 部分払 有 (年 12 回以内)

1 1 予定価格 (税抜)
285,714 円 (月額)

※予定価格を超える金額で入札を行った場合は、指名停止基準に基づき措置します。

1 2 暴力団排除に関する誓約書の提出について (契約締結時の注意事項)

「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第 5 条第 1 項の規定により、契約金額が 200 万円を超える場合には、落札決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第 2 第 8 項第 10 号アの規定により、指名停止措置 (3 か月) を行います。

1 3 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ (入札コーナー) において閲覧することができます。

1 4 入札に関する条件

- (1) 入札書が所定の日時までに到着していること。
- (2) 入札者が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。
- (3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
- (4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

1 5 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札。
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札。
- (3) 入札に関する条件に違反した入札。

1 6 入札結果及び契約について

- (1) 入札場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。資格審査については、最低価格入札者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で落札決定を行います。
- (2) 入札結果については、令和元年 6 月 27 日 (木) に明石市ホームページに掲載する予定です。

(3) 長期継続契約

本賃貸借契約は、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約を行おうとするものです。

ただし、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、本賃貸借契約における予算が削除された場合又は年間予定賃貸借料総額未滿に減額された場合は、本賃貸借契約を解除します。

1.7 準備期間について

契約締結日から令和元年 8 月 31 日までの期間は本業務の履行にかかる準備期間とします。なお、この間における本業務の準備は受託者の責任により行うものとし、これにかかる費用の請求は一切発生しないものとしますので、了承の上、入札にご参加ください。

1.8 その他

- (1) 明石市法令順守の推進等に関する条例（平成 22 年条例 4 号）に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (2) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、この業務に入札参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内を確認した上で申し込むこと。
- (3) この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認したうえで申し込むこと。
- (4) 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) 最低価格入札者であっても、資格審査において必ずしも落札者とならない場合があります。この場合において、入札等に要した全ての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。
- (6) 明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が入札参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を開札日当日に確認することがありますので、ご注意ください。
- (7) その他入札及び契約に関する事項については、財務室契約担当の規定等を準用します。
- (8) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が施行され、この契約が当該法律の適用を受ける契約である場合は、当該法律に基づき支払いを行う。